



2020年9月11日

各 位

会 社 名 ナ イ ス 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 杉 田 理 之  
(コード番号 8089 東証一部)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 木 口 直 克  
(TEL. 045 - 521 - 6111)

### 金融庁による課徴金納付命令の決定について

当社は、2020年6月16日付の「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」でお知らせいたしましたとおり、当社が行った過年度の有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、当社に対する課徴金納付命令を発出するよう勧告がなされておりました。

その後、2020年6月30日付の「課徴金に係る審判手続開始決定に対する答弁書の提出について」でお知らせいたしましたとおり、当社は、金融庁における審判手続において、課徴金に係る事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出いたしました。

この度、2020年9月10日付で金融庁長官から2,400万円の課徴金納付命令の決定を受け、本日その送達を受けましたので、お知らせいたします。

今後、当社は、課徴金納付命令決定及び納付告知書に従い、課徴金を国庫に納付いたします。

当社は、この度の事態を厳粛に受け止め、コーポレート・ガバナンス体制と企業風土を再構築し、引き続き、株主、投資家の皆様及び関係者の皆様、社会からの信頼回復に向けて取り組んでまいります。

株主、投資家の皆様及び関係者の皆様には、多大なご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

以上